

共同企業体発注方式の見直しについて

市内建設業者の受注機会を確保し、より一層の市内経済の活性化及び市内建設業者の育成を図る観点から、舗装工事について、次のとおり、特定建設工事共同企業体及び市内企業建設工事共同企業体を設定します。

1 特定建設工事共同企業体・市内企業建設工事共同企業体

業種	予定価格	特定建設工事共同企業体		市内企業建設工事共同企業体	
		代表構成員 の格付等級	他の構成員 の格付等級	代表構成員 の格付等級	他の構成員 の格付等級
舗装工事	3 億円以上 2 2 億 9 千万円未満	特定 A	A	参加不可	
	1 億円以上 3 億円未満	参加不可		特定 A	A

2 適用時期

平成 3 1 年 4 月 1 日以降の発注工事から適用します。